

【マイナンバー（個人番号）の確認について】

マイナンバーを利用すると、従来必要であった課税証明書などの添付書類が省略できる場合があります。これに伴い、障がい福祉に関する各種手続きでは、マイナンバー確認と本人確認が必要となりますので、以下の書類を用意してください。

◎本人が手続きする場合

- 次のAまたはBいずれかの書類をお持ちください。

A 本人の「マイナンバーカード」



マイナンバーカードの交付をご希望の方は、**市民生活課**までお問い合わせください！

または

B 本人の「通知カード」＋本人の「本人確認書類」



★ 本人確認書類の例

◎ 顔写真付きのもの

（いずれか1点を確認します。）

- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・各種障がい者手帳
- ・旅券（パスポート）
- ・在留カード など

◎ 顔写真なしのもの

（いずれか2点を確認します。）

- ・資格確認書、資格情報のお知らせ
- ・各種受給者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・社員証、学生証 など

◎代理人（本人以外）が手続きする場合

- 次の書類3点をお持ちください。

- ① 本人の「マイナンバーカード」または「通知カード」
- ② 代理人の「本人確認書類」
- ③ 代理権を証明する書類

◆ 法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

◆ 任意代理人の場合：委任状 ※委任状の様式に決まりはありません。

※ 代理人が法人の場合、登記事項証明書等を確認させていただきます。

◎郵送で手続きする場合の留意点

- 「マイナンバーカード」や「本人確認書類」は、原本でなくコピーを同封してください。
- 「マイナンバーカード」は両面の写しを同封してください。
- 書類をコピーする際は、コピー機等への置き忘れ、紛失等に注意してください。

◎その他の留意点

- 各種申請書の「個人番号」欄が未記入の場合や不備等があった場合には、福祉課が本人に代わって個人番号を確認し、申請書に記入します。
- 通知カードは、氏名・住所等が住民票記載事項と一致している場合に限り、確認書類として使用できます。一致していない場合、本人の個人番号確認書類として、個人番号の記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明が別途必要です。